様式第１（第２条第１項、第６条及び第１３条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第５７条第１項（第５９条第１項、第６６条第１項又は第６６条第２項において準用する同法第５９条第１項）の規定に基づき、下記のとおり（外国）試験事業者の試験所の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録（登録の更新）を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
登録（登録の更新）を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	

別紙書類一覧

○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第２条第１項各号
１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）
２　製品試験等の事業の概要及び業務の実績（第２号イ）
３　製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ロ）
４　製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

（第２号ハ）
５　製品試験等の事業を行う施設の概要（第２号ニ）
６　製品試験等の事業を行う組織に関する事項（第２号ホ）
７　製品試験等の事業の実施の方法に関する事項（第２号ヘ）
８　製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績（第２号ト）
９　電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第１条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類（第２号チ）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号がある場合に限る。）を記載すること。
３　「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品又は電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入する。ただし、２以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。
４　「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
５　「関連する事務所」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
６　登録の更新の申請において、既に主務大臣に提出して添付している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
７　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第５条第３項又は第６条第４項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「１０　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令第１２条」を追

加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。